

令和7年度 豊田市立滝脇小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

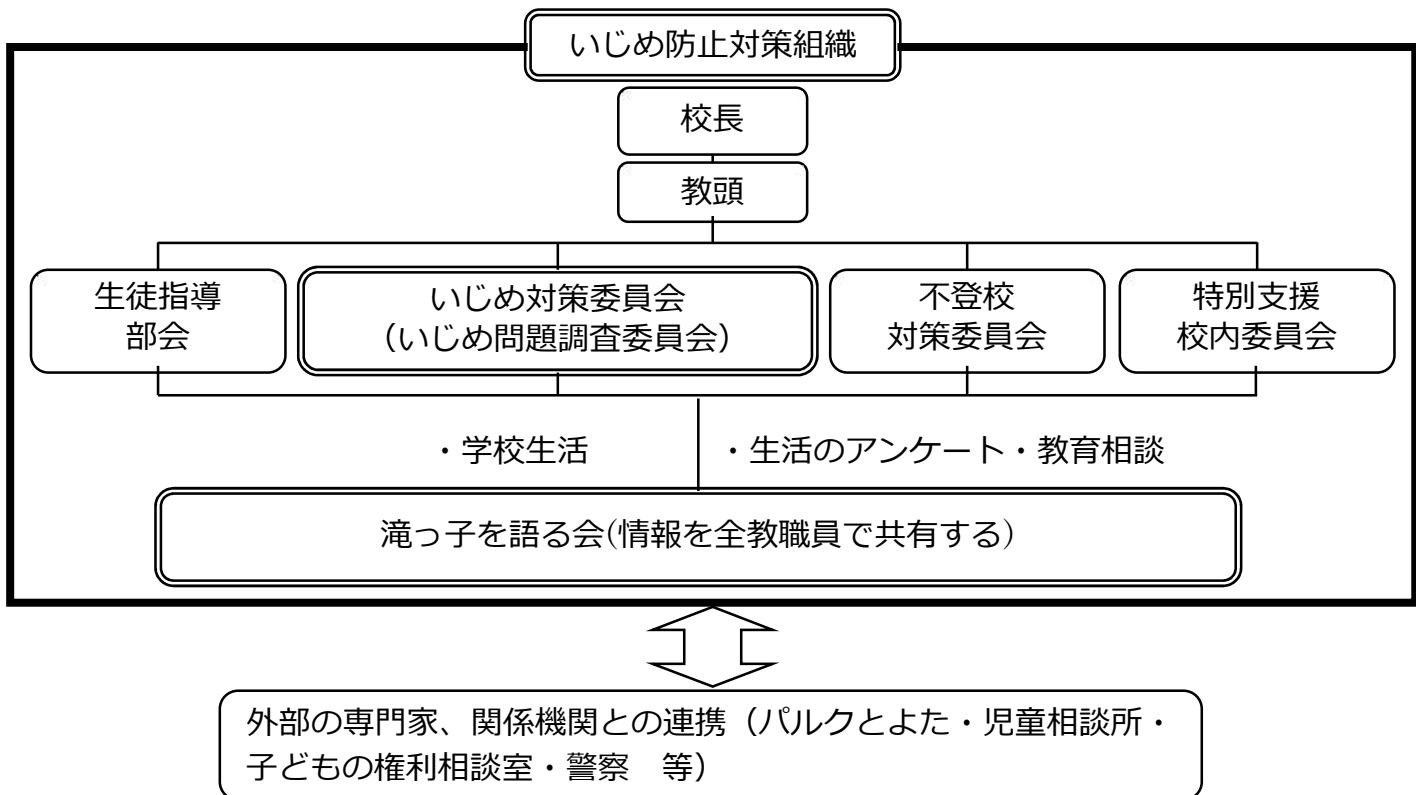
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、全ての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

こうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育む機会として「滝脇キラリ賞」などの取組を行い、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「滝脇キラリ賞」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者による「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・ 教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページなどを通して、いじめ防止の取組状況や「学校評価アンケート」の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・ いじめ解消の判断をする。
- ・ 重大事態が疑われる場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・ 犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・ 警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・ パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員

＜教職員＞

- 校長 ○教育相談コーディネーター（教頭） ○教務主任 ○教育相談主任（養護教諭）
 - 生徒指導主任 ○担任 ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー
- ※ 必要に応じて保護者の代表や心理、福祉に関する専門的な知識を有する方を加える。
- 学校運営協議会委員 ○PTA 代表者 ○心の相談員 等

(3) 「滝つ子を語る会」の役割

- ・ 全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「滝つ子を語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために定期的に、「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 日常の児童の実態を全教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をするために「滝つ子を語る会」を、毎月開催する。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 少人数の良さを生かし、一人一人の良さに目を向け、全教職員および児童で善行を認め、「滝脇キラリ賞」を授与することで自己肯定感を育む学校づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用の仕方とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ いじめ防止キャッチコピーの募集など、児童自身が主体的にいじめ問題を考える機会を設ける。

(2) 早期発見の取組

- ア 生活のアンケートや教育相談を定期的（5月、9月、1月の年3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 全教職員が全児童の担任であるという自覚のもと教師と児童との温かい人間関係づくりに努める。また、日頃から保護者とのコミュニケーションをとることで保護者との信頼関係もつくり、いじめなどの相談がしやすい環境を整える。あわせて保護者への学校評価アンケートも有効活用できるようにする。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 教員が「点検見直しチェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「滝っ子を語る会」を毎月設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 保護者向けのいじめに関するアンケートを定期的（7月、10月、1月の年3回）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心掛け、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告し、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月、12月）、学校評価の「保護者アンケート」を11月に実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回（8月、11月）計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載する。必要に応じて年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<R7 滝脇小学校 取組の年間計画>

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	OSC・心の相談員について児童、保護者への周知 ○全校縦割り班による活動(そうじ・集会等)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定(毎月)	○HPに「学校いじめ防止基本方針」を掲載 ○学級懇談会 学校説明会 個別懇談会 保護者交流会
5月			○探鳥会(異年齢集団活動)	○「生活のアンケート」 ○教育相談週間	
6月	C ↓	○現職研修「①Hyper Q-Uについて」	○学校保健委員会		○授業参観 保護者交流会 ○学校保健委員会○学校運営協議会委員への行事公開
7月	A ↓	○現職研修「②Hyper Q-Uについて」 ○Q-Uの分析 ○「点検と見直しのためのチェックシート」			○保護者向けのいじめアンケート ○個別懇談会
8月		○現職研修 「いじめ防止のために」			
9月	P ↓ D			○身体測定 ○「生活のアンケート」 ○教育相談週間	○自然いきいき発表会
10月			○運動会全校表現運動 (異年齢集団活動)		○保護者向けのいじめアンケート
11月		○現職研修 「いじめ防止のために」	○赤い羽根募金活動		○保護者への学校評価アンケートの実施(市)
12月		○「点検と見直しのためのチェックシート」	○学芸会 ○人権週間での取り組み (学活・道徳・集会) ○探鳥会(異年齢集団活動)		○個別懇談会
1月			○お年玉募金活動 ○人権標語の募集	○身体測定 ○「生活のアンケート」 ○教育相談週間	○保護者向けのいじめアンケート
2月	C ↓ A ↓ P	○保護者アンケート、学校運営協議会での評価等の分析・検証			○学校運営協議会委員への行事公開 ○自然いきいき発表会
3月		○次年度に向けての基本方針の策定 ○点検見直しチェックシート	○6年生を送る会		
通年		・「いじめ対策委員会」月に1回行い、情報収集、共通理解、迅速な対応をする。	・集会における校長講話 ・生活規律の全体指導の実施 ・いきいき集会(月1回) ・デジタル・シティズンシップ教育の推進 (小1～2:年間2時間以上、小3～小6:年間3時間以上実施) ・道徳教育・体験活動の充実 ・命を大切にする授業の充実 ・権利学習プログラム	・健康観察の実施 ・SCの教室巡回、相談、・「いじめ対策委員会」「滝つ子を語る会」への参加	・道徳授業を保護者に公開